

●香川県告示第399号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和2年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 実施の目的  
県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防
- 2 実施する区域  
県内全域の全家きん飼養農家
- 3 実施の期日  
令和2年12月16日から令和3年1月15日まで
- 4 消毒方法の実施方法  
消石灰等の消毒薬の飼養施設内（家きん舎周囲及び施設外縁部）散布